

## 入札説明書に関する質問回答

No.	資料名	該当場所						質問	回答
		頁	章	項			タイトル		
1	入札説明書						用語の定義 「入札説明書等」	「入札説明書等」の定義として、「入札公告の際に松山市公営企業局が公表する書類一式をいう。」との記載がございます。2文目に記載の具体例には表記がございませんが、令和3年7月16日付公表の「実施方針に関する質問回答」「実施方針に関する意見回答」「要求水準書(案)に関する質問回答」「要求水準書(案)に関する意見回答」につきましても、入札説明書等に含まれる書類と理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、実施方針等に関する質問及び意見回答内容との相違がある部分については、入札説明書等に規定する内容を優先します。
2	入札説明書						用語の定義	「共同企業体」と「共同事業体」の記載がありますが、同義と考えてよろしいでしょうか。	「共同企業体」は建設JV、「共同事業体」は用語の定義に記載のとおりです。
3	入札説明書						用語の定義	「構成員」について、「設計・建設企業については、設計・建設業務を行い、特別目的会社に出資する者をいう」とありますが、設計・建設をJVにて担う場合、JV子会社(出資はしない)は「協力会社」とみなされるという理解でよろしいでしょうか？念のため確認させていただきます。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書						用語の定義 「不可抗力」	国土交通省より令和2年5月4日付で公布された「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について」では、「新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。」との記載がございます。当該国土交通省通知に従い、新型コロナウイルス感染症等の感染症、疫病、それに準ずる政府の行為により、業務への影響が生じた場合には、不可抗力にあたるものと考えてよろしいでしょうか。	予見できずに通常避けることができない場合は不可抗力に該当します。
5	入札説明書	1	第1				入札説明書の趣旨	実施方針の資料2「リスク分担表」が、入札説明書に添付されておられません。貴局と事業者のリスク分担については、実施方針の資料2「リスク分担表」及び令和3年7月16日付公表の「実施方針に関する質問回答」を参照するものと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	リスク分担表及び実施方針等の質問及び意見回答内容については、特定事業契約書(案)に規定しています。
6	入札説明書	3	第2	1	(5)	①	イ 固形燃料化有効利用	固形燃料化物を利用する予定の施設が所在する地方自治体に対して事前説明を行った結果を証明する書類について、証明書類となるため、当該地方自治体の方の押印等は必要でしょうか。	押印は必要ありませんが、公営企業局から当該地方自治体に確認を行うことがありますので、事前説明を行った部署や日時について、事実に基づいた記録を行ってください。
7	入札説明書	3	第2	1	(5)	①	イ 維持管理・運営段階	※2に「～事業期間中の有効利用先の変更、追加の必要が生じた場合には、公営企業局と事業者が協議の上、有効利用先の取扱いを決定する。」とありますが、国の政策変更によって生じた費用、損害については、制度変更リスクとして貴局の負担になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	4	第2	1	(5)	①	ウ 未利用用地活用事業	付帯事業として未利用用地に建物・設備等を建設・設置した場合、これらに担保権を設定することは可能でしょうか。	担保権を設定することはできません。

## 入札説明書に関する質問回答

No.	資料名	該当場所						質問	回答	
		頁	章	項			タイトル			
9	入札説明書	7	第2	1	(8)	②	ウ	サービス購入料B-3	<p>修繕費相当分については、事業者の計画する業務内容に従って実施された実績に基づき支払う、とあります。これは、計画通りの修繕を行ったものしか支払われないとのことでしょうか。計画した内容と異なる修繕を行った場合は事業者負担となりますでしょうか。</p>	<p>事業提案時の修繕計画からの変更は、実際の設備の状況等に基づき、公営企業局と協議の上妥当と認められる場合且つ予算措置が行われることを条件として変更を認め、サービス対価の支払いの対象とします。ただし、事業提案書に示された修繕費を、維持管理・運営期間全体で超過することは認めません。</p>
10	入札説明書	8	第2	1	(8)	④	ウ	未利用用地利活用事業に係る未利用用地使用料	<p>実施方針に関する質問回答No.26にて、「未利用用地を事業用地として使用することは可能」とのご回答をいただきましたが、未利用用地を事業用地として使用する場合、本書別紙2事業者が公営企業局に支払うユーティリティ費用の算定方法に従い、未利用用地使用料の納付が必要となりますでしょうか。</p>	<p>未利用用地を事業用地として使用する場合、未利用用地使用料の納付は必要ありません。</p>
11	入札説明書	8	第2	1	(9)			事業期間終了時の措置	<p>実施方針に関する意見書No.8に記載させていただきましたとおり、設備稼働に伴う一定の経年劣化等を考慮いただいた上で、性能を満足する状態かどうか判断をしていただけるものと理解しますが、よろしかったですでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
12	入札説明書	10	第3	3	(2)			既存資料等の閲覧	<p>既存資料の閲覧申込に際し、既存資料一覧リストを開示いただくか、またはどのような既存資料をお持ちか書庫などの保管場所に訪問させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>様式2-2に記載のとおり、事業者より閲覧希望資料リストを提出していただき、公営企業局において開示可能かどうか判断します。</p>
13	入札説明書	12	第3	3	(7)			現地見学会の開催	<p>コロナウイルス感染症拡大により、現地への訪問人数に、定員を設定される予定はございますでしょうか。また、定員を設定される場合には、事業者側が想定する訪問人数と乖離がある場合、複数回の訪問を認めていただけないでしょうか。</p>	<p>第1文は、現地見学会や官民対話において訪問できる人数は、10名以内とします。 第2文は、原則1回としますが、必要があれば複数回を認めます。</p>
14	入札説明書	14	第3	3	(15)			入札価格の確認	<p>入札価格の確認は、応募者毎に実施されるものであり、他応募者の立会はないものと理解しておりますが、よろしかったですでしょうか。</p>	<p>No.15の回答を参照ください。</p>
15	入札説明書	14	第3	3	(15)			入札価格の確認	<p>入札価格の確認は、どのような目的で、どのような形式(松山市公営企業局様と応募者が一対一で行うなど)で行われるのか、ご教示願います。</p>	<p>入札価格の確認は、入札予定価格を超えていないことを確認するために行い、公営企業局と応募者が一対一で行います。</p>
16	入札説明書	15	第3	3	(16)	①		落札者の決定・公表	<p>不正事由の対象は、本事業もしくは貴局が本事業の公告時点から基本契約締結までの間に実施される事業に関して、表4不正事由の内容に該当した場合のみ措置を適用するものと理解しておりますが、よろしかったですでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
17	入札説明書	15	第3	3	(18)			事業者を選定しない場合	<p>「…いずれの入札参加者も公営企業局の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により…」とは、次項(19)入札予定価格をいずれの入札参加者も上回った場合を想定しているということでしょうか。前述の内容以外で、具体的に想定されている事象がございましたらご教示ください。</p>	<p>第1文は、ご理解のとおりです。 第2文は、上記以外の想定事象はありません。</p>

## 入札説明書に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項		タイトル			
18	入札説明書	16	第3	3	(19)		入札予定価格	設計・建設に係る予定価格と維持管理・運営に係る予定価格が各々記載されていますが、各々の予定価格が入札価格の限度額との理解でよろしいでしょうか。または設計・建設に係る入札価格と維持管理・運営に係る入札価格の合計価格が入札予定価格以内であれば良いという理解でよろしいでしょうか。	設計・建設に係る予定価格と維持管理・運営に係る予定価格の各々が入札価格の上限金額となります。このため、入札価格の確認は別々に行います。
19	入札説明書	16	第3	3	(19)		入札予定価格	予定価格は設計建設と維持管理のそれぞれに設定されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.18の回答を参照ください。
20	入札説明書	16	第3	3	(19)		入札予定価格	入札予定価格は、「設計・建設に係る予定価格」と「維持管理・運営に係る予定価格」の記載があります。各々で予定価格に納まらないと失格になるとの理解でよろしいでしょうか。	No.18の回答を参照ください。
21	入札説明書	16	第3	4	(1)	②	応募者の構成等	構成員及び協力企業が携わる業務について、後記4.(2)の「②固形燃料化施設の設計・建設を行う者」ならびに「③固形燃料化施設の維持管理・運営を行う者」に当てはまらない、それ以外の業務を担う場合には、応募者が任意に設定する業務を明記することでよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	入札説明書	16	第3	4	(1)	⑤	応募者の構成等	建設JVを形成する場合、甲型または乙型に限らず、貴市規程の「建設工事に係る共同企業体取扱要領」に準じる必要はありませんでしょうか。また乙型建設JVを形成する場合は、別途規定がされるもしくは左記要領は該当しないという理解でよろしいでしょうか。	第1文は、本市の実施要領に準じる必要はありません。第2文は、甲型・乙型ともに国土交通省の規定等を参考にしてください。入札説明書に上記内容を追記します。
23	入札説明書	17	第3	4	(2)	①	ク 共通の入札参加資格要件	「指名停止の期間がない者」とは、貴市において指名停止の期間がない者と理解しましたが、よろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	入札説明書	18	第3	4	(4)	①	構成員等の変更	「落札者決定日の翌日以降において…これを承認することがある」とありますが、例えば、Aグループの構成員であるα社が、落札者となったBグループに参加することが可能という理解でよろしいでしょうか。	落札者とならなかった応募者の構成員であった企業が、落札者となったグループ(事業者)に参加することは認めません。
25	入札説明書	18	第3	4	(4)	①	構成員等の変更	「落札者決定日の翌日以降において…これを承認することがある」とありますが、応札グループすべてに属していない第3者である事業者のみが参加することが可能という理解でよろしいでしょうか。	左記の他、第3 4(1)③のケースも認める場合があります。
26	入札説明書	18	第3	4	(4)	①	構成員等の変更	「落札者決定日の翌日以降において…これを承認することがある」とありますが、例えば、Aグループの構成員であるα社が修繕業務、維持管理・運営業務、有効利用を担うという内容で応札し、落札した後に松山市殿が認めた場合には、「維持管理・運営業務」のみといった業務全般を別途β社に依頼することが可能という理解でよろしいでしょうか。またその場合、維持管理・運営業務の業務総括責任者及び副業務総括責任者もβ社にて配置することが可能という理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務の一部をβ社に委ねることは可能としますが、全般を委ねることは認めません。また、業務総括責任者をβ社にて配置することも認めません。

入札説明書に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項		タイトル			
27	入札説明書	19	第3	4	(4)	①	構成員等の変更	「ただし、落札者決定日の翌日以降において、事業者が構成員等の追加を申請した場合・・・その理由が合理的であると公営企業局が認める場合に限り」とありますが、「合理的な理由」とは具体的にどのような理由を想定していらっしゃいますでしょうか？	個別事由により判断するため、現時点での具体的な想定はありません。
28	入札説明書	19	第3	4	(4)	①	構成員等の変更	構成員等の追加について、公営企業局が承認した場合には認められるとあります。一方でP.16 4.(1)③に、落札者とならなかった応募者の協力企業が、事業者の協力企業となることが可能とあります。これは、構成員にはなれないと理解しています。よって、事業者の追加で構成員になれるのは、本入札に参加していない者であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	入札説明書	21	第3	6	(4)		特別目的会社の設立	付帯事業は維持管理・運営を目的とする特別目的会社とは別の特別目的会社でもよいとのことですが、付帯事業用の特別目的会社を設立する場合、これへの出資等の条件も、この(4)に規定される条件が適用されるでしょうか。また、付帯事業用の特別目的会社への出資者及び出資割合は、維持管理・運営を目的とする特別目的会社への出資者及び出資割合と、一致する必要がありますでしょうか。	未利用用地活用事業のための特別目的会社への出資等の条件は、(4)のうち、①及び②のア、イを除いた条件が適用されます。そのため、本事業の維持管理・運営を実施するための特別目的会社の出資者及び出資割合と一致する必要はありません。
30	入札説明書	21	第3	6	(4)	②	イ 特別目的会社の出資条件	最大業務範囲実施者の定義をご教示ください。	維持管理・運営業務における統括業務を行い、業務総括責任者を置く者とします。
31	入札説明書	21	第3	6	(4)	②	特別目的会社へ対する出資等の条件	「維持管理・運営企業のうち、最大業務範囲実施者」の出資が求められていますが、この「最大業務範囲」とは、基本契約書(案)第10条(本施設の維持管理・運営業務)3に記載の「構成員は、SPCをして維持管理・運営委託契約による委託を受ける業務を実施するための人員を自らの責任で確保させなければならない」との内容の責任を担う構成員との理解でよろしいでしょうか？	No.30の回答を参照ください。
32	入札説明書	22	第3	7	(2)	①	著作権	「なお、公営企業局は、本事業において公表時及びその他公営企業局が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合に限り(ただし、落札者については落札者の同意なくして)、事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。」とございますが、松山市情報公開条例第7条(3)の規定からも、事業提案書の内容のうち、落札者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当とお考えいただける内容については、落札者の同意なく公表されないものと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	公営企業局との間で本事業契約を締結して事業を遂行する前提で提出された落札者の事業提案書は、特定事業契約の一部をなすものとして、その図書の記載事項について事業者の著作権の全部ないし、一部の使用は落札者の同意なくして使用できるとしています。
33	入札説明書	22	第4	7	(4)		虚偽の記載をした場合	入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがある。との記載がありますが、所要の措置とは具体的にはどのような措置でしょうか。	虚偽の記載が発覚した場合の措置であり、具体的な想定はしておりません。
34	入札説明書	23	第4	1			リスク分担の考え方	実施方針資料2「リスク分担表」では、事業用地の地下埋設物等に関するリスクは公営企業局となっていました。地下埋設物等には転石なども該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項		タイトル			
35	入札説明書	24	第4	3	(7)		技術者の配置	「又は同等の経験を有する技術者を固形燃料化施設に配置」とありますが、同等の経験を有する技術者であれば資格審査書等及び事業提案書に記載した技術者から変更は可能という理解でよろしいでしょうか？	公営企業局と協議の上、妥当と認められる場合は変更可能です。
36	入札説明書別紙1	1		2	(2)		サービス購入量B-3	実施方針に関する質問回答No.35にも記載のとおり、提案時の修繕内容と実際の修繕内容と修繕の実施タイミングは異なることが想定されます。対価の算定方法欄に記載の「事業者の計画する業務内容」とは、提案時の修繕内容となりますでしょうか、それとも実際の修繕内容(=維持管理・運営期間中に毎年度策定する修繕実施計画を想定)となりますでしょうか。後者を指す場合には、事業提案書で示された金額を、維持管理・運営期間全体で超過しないことを前提に、維持管理・運営期間中は、毎年サービス購入量Bの価格の見直しを行うこととなりますでしょうか。	No.9の回答を参照ください。
37	入札説明書別紙1	1		2	(2)		維持管理・運営業務に係る対価(サービス購入料B)	修繕費は、「事業提案書に示された金額を、維持管理・運営期間全体で超過することは認めない」とございますが、物価変動による改定により当該金額を超過することは認められると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	入札説明書別紙1	4		4	(3)	ア	各費用項目の増減率、増減額の算定	「第1回支払(令和7年10～12月)の改定については、「前回改定時の指標(直近12ヶ月分の平均値)」は、「基本契約締結日を含む月の1日時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月分の平均値)」(中略)とする。」とありますが、入札時の価格は令和3年12月までの物価をもとに算定されますので、「基本契約締結日を含む月の1日時点」ではなく「令和3年12月1日時点」に変更いただけないでしょうか。原文のままとされる場合、実施方針資料2「リスク分担表」No.19に記載の一定の範囲を上回る物価変動又は急激なインフレ・デフレによる費用増減を、事業提案書提出から基本契約締結日までの間は事業者がリスク負担することとなり、リスク分担表と趣旨が異なり、事業者側が過大なリスクを負うこととなります。	第1回目の改定は、「令和3年12月1日時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月分の平均値)」として、入札説明書別紙を修正します。
39	入札説明書別紙2	1		1	(1)		電力料金単価	基本料金分を含まず、電力料金(従量料金)のみとのことですが、再エネ賦課金など別の費目が請求されることはない、もしくは従量料金のうちに含まれていると理解しておりますがよろしかったでしょうか。	再エネ賦課金など別の費目については、従量料金に含まれています。
40	入札説明書別紙2	2		4	(2)	2)	見直し時期	固形燃料化物の価格見直しの結果、100円/t未満となることもあり得ると理解してよろしいか、ご教示願います。	入札説明書別紙2 1.(3)に記載のとおり、100円以上とします。
41	入札説明書別紙2	3		4	(2)	3)	$\alpha$ : 改定率の式	分母の「前回改定時の指標」ですが、第1回目の改定が行われるまでは「令和3年12月1日時点」の指標が適用になると考えてよろしいでしょうか。(入札時の価格は令和3年12月までの物価をもとに算定されるため)	No.38の回答を参照ください。

## 入札説明書に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項		タイトル			
42	入札説明書別紙3	2		2	(1)	3)	設計業務完了時	完成検査の対象となる「⑦数量計算書」は数量調書などの数量に関する情報が該当し、単価に関する情報は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、別紙3 2 (1) 3)に記載する設計業務完了時には、設計数量と併せて単価も報告する必要があります。
43	入札説明書別紙3	2		2	(2)	2)	ア 建設業務期間中	ここでいう監理業務とは建築基準法・建築士法に基づく工事監理業務のことを指し、監理業務報告書は建築物を対象とするものと考えてよろしいでしょうか	要求水準書に関する質問No.26の回答を参照ください。
44	入札説明書別紙3	7		3	(2)	2)	ウ 汚泥有効利用率	「事業者において脱水汚泥の有効利用を行う場合は、場外処分量に含めない」とありますが、例えば脱水汚泥を埋立処分ではなく、なんらかの原料や燃料として利用できる場合(有償もしくは逆有償かは不問)は、乾燥や炭化処理をせずとも「有効利用に該当」するとの理解でよろしいでしょうか？	脱水汚泥を原料として利用することは認めますが、燃料とすることは認めません。